第

5701

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 4月 27日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

→ 力士の所得

 \mathbf{Q} :お相撲さんの所得ってどのようになっっているのですか?

A:次のようになっています。

【解説】

力士等の所得は、通達で次のように定められています。

- ①年寄名跡金、参与である年寄に支給される金額、養成費、養成補助費、行司養成費、装束補助費、養成奨励金、力士褒賞金、幕下以下奨励金、その他日本相撲協会寄附行為施行細則第62条から同第73条まで及び同第75条の規定に基き支給するものについては、給与所得
- ②表彰金及び名誉賞については、一時所得
- ③力士がスポンサーから受ける賞金について は、事業所得
- ④力士又は年寄が給金割により分配を受ける 地方巡業の益金については、事業所得
- ⑤協会が力士の後援会に対して支払う切符販 売の手数料については、当該力士の雑所得
- ⑥力士が後援会から受ける金品については、 一時所得
- ⑦力士が後援会等から受ける祝儀で法人から 受けるものは一時所得、個人から受けるも のは贈与。ただし、祝儀のうち、祝宴会に おいて贈呈されるもので、少額なものにつ いては、しいて課税しなくてもさしつかえ ない。
- ⑧力士が引退するに際して行われる引退興業 に係る所得については、その力士の事業所 得







